

令和7年度 輸出先国の規制に係る 産地への課題解決支援委託事業 事例集



2026（令和8）年3月

一般社団法人 全国植物検疫協会

目 次

はじめに	1
1. タイ向けにイチゴ生果実の輸出に取り組む生産者	5
2. 茶、茶加工品の輸出に取り組む事業者	9
3. スギ原木の多国輸出を目指す生産者団体	13
4. 我が国初のアメリカ向けキク切り花の輸出に取り組む生産者団体	17
5. 各種イベントに参加し農産物の輸出を目指す生産者等	23

はじめに

植物等の農産物を輸出する場合は、輸出先国の要求する植物検疫条件等を遵守するとともに輸出先国の定める残留農薬基準等にも留意する必要があります。

このうち、輸出先国の要求する植物検疫条件については、条件に基づき植物を大別すると次のようになります。

- 輸入を禁止する植物（該当する植物は輸出できませんが、二国間協議による条件や輸入許可の条件を満たした植物は除かれます。）
- 二国間協議の合意内容に基づく措置や手続き（生産園地や選果こん包施設等の登録、栽培地検査の実施など）等を輸出国で実施するよう求める植物
- 事前に輸入許可証（Import Permit）を取得し、その許可条件に従って輸出するよう求める植物
- 輸出国政府の発行する植物検疫証明書の添付を求める植物
- 輸出国で栽培地検査を実施し、特定の病虫害の付着のないことを記載した植物検疫証明書を添付するよう求める植物
- 輸出国で特別な検査（線虫検査や遺伝子診断など）を実施し、特定の病虫害の付着のないことを記載した植物検疫証明書の添付を求める植物
- 輸出国で消毒等の措置を実施し、その内容を記載した植物検疫証明書の添付を求める植物
- 輸出時期、輸送方法（貨物、携帯品、郵便物別）、輸入できる港などを制限する植物
- 植物検疫証明書の添付を求めない植物（輸出植物検査を受けずに輸出できます。）

輸出に当たっては、これらの条件を遵守して、栽培管理や病虫害防除、必要な手続き等を行う必要があります。

一方、残留農薬基準については、我が国と諸外国では登録されている農薬の相違や食文化・食生活の違いなど様々な要因からその基準値が異なっています。このため、農産物の輸出では残留農薬にも留意が必要です。特に生果実や野菜など食品を輸出する際は、輸出先国の定める残留農薬基準値を超えていないかなど、事前に確認することなどが望まれます。

農産物の輸出を目指す方にとっては、これら植物検疫や残留農薬などは大きな課題ともなっており、円滑な手続き等を進めるうえで、これらの課題解決の支援をしてくれる専門家が望まれてきたところです。

当協会では、これらの状況等を踏まえ、本年度の「輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業」の実施に当たって、輸出先国の植物検疫条件に基づく検疫手続きや残留農薬基準に則した病害虫防除などを支援するため、必要な専門家を登録し、生産者や輸出事業者、物流事業者、都道府県等の自治体などからの相談内容や課題等の依頼に応じて、該当する専門家を派遣し、必要な説明を丁寧に行うよう務めてまいりました。

輸出先国の定める植物検疫条件や輸出先国の求める手続き等に係る支援では、専門家は植物防疫所ホームページに掲載されている「輸出条件早見表（下図）」や「各国の輸出条件に関する情報」、「各国の検疫条件」、「輸出検査（検疫）実施要領」等から最新情報を入手するとともに輸出先国が開示しているホームページなどからも条件等の情報を確認し、必要な説明等を行いました。また、これらの条件や手続き等に係る流れなどについては、図表等で解説する資料を作成して、説明するなどきめ細かい相談対応を行いました。

諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧(早見表)：貨物種

※表は令和7年7月9日現在の情報に基づくものです。

【農産品での検疫条件はこちら】 【輸送物での検疫条件はこちら】

種別	輸出相手国・地域														備考														
	オーストラリア	インドネシア	中国	韓国	台湾	タイ	シンガポール	マレーシア	インドネシア	ブルネイ	インド	スリランカ	パキスタン	アラブ首長国連邦		バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	エジプト	米国	メキシコ	ペルー	チリ	ブラジル	オーストラリア	ニュージーランド	
農産品	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【農産品について】 諸外国に植物等を輸出する場合は、輸出相手国が定める輸入に関する植物検疫制度に準拠する必要があります。 本表では、輸出相手国が公表している規制等を基に、食品品目別に定められている検疫条件を記載しています。 本表に掲載されていない品目については、植物防疫所にお問い合わせください。 * アジア圏内での流通を前提とし、その国の食品検疫条件一覧表を参照してください。
輸送物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【輸送物について】 ① 植物検疫証明書(注1)無しで輸出できます。 ② 植物検疫証明書を添付すれば輸出できます。 ③ 輸出相手国の輸入許可証(注2)を取得する必要があります。 * 二国間合意に基づく特別な検疫条件を満たしたもののみ輸出できます。 詳細についてはこちら。 * 輸出できません。 【注】植物検疫証明書は植物防疫所が行う輸出検査に合格すると発給されます。 【注2】輸入許可証は輸出相手国の植物検疫当局で申請・取換します。

(植物防疫所ホームページの輸出条件早見表)

(「https://www.maff.go.jp/pps/j/search/e_hayami_kamotu.pdf」から)

残留農薬に関する支援では、農林水産省のホームページに掲載されている「諸外国における残留農薬基準値に関する情報」（下図）や「輸出相手国の残留農薬基準値に対応した病害虫防除マニュアル」などの資料から必要な情報をダウンロードして提供するとともに、輸出先国のホームページに掲載されている

「MAXIMUM RESIDUE LIMITS (MRLs)」などから輸出予定の農産物の残留農薬基準値を抽出し、我が国の残留農薬基準値との比較表や農薬の商品名等を記載した表などに取りまとめて資料配付し、必要な説明を行いました。相談者の課題に応じて、輸出先国の残留農薬基準値が我が国の基準値と同等または我が国の基準値より高く設定されている農薬の使用などについても案内するなど支援を行いました。輸入国での残留農薬検査での不合格事例については、一部の国（地域）で公表していることから、これらの情報等も整理して資料配付しました。

The screenshot shows the website interface for the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (MAFF) of Japan. The main heading is '農林水産省' (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries). The page is titled '諸外国における残留農薬基準値に関する情報' (Information on Residue Pesticide Standards in Other Countries). The content includes a sub-header '調査対象品目、調査対象国・地域等' (Investigation Target Items, Countries, and Regions) and lists 15 target items and 20 target countries/regions.

調査対象品目、調査対象国・地域等

- 調査対象品目（15品目）
 コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ（かんきつ類、温州みかん）、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ
- 調査対象国・地域等（国際基準及び20か国・地域）
 日本、Codex、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、英国、ロシア、アラブ首長国連邦

（農林水産省ホームページの残留農薬基準に関するサイト）
 （「https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html」から）

また、農産物の輸出に当たっては、産地や品目によって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国の規制、ワシントン条約や種苗法（UVOP 条約）に係る手続き、その他輸出先国の輸入規制等に係る手続き等も必要な場合があることから、必要な情報をホームページ等から入手し相談者に説明するなど支援を行いました。加えて、財務省が公開している貿易統計や植物防疫所が公開している植物検疫統計のデータを整理して、輸出（検査）の状況等を必要に応じて追加情報として提供しました。

専門家は、産地等に対してこれらの支援等を実施した場合、「輸出産地カルテ」

に相談の内容や支援の内容などを記録しています。また、これらの情報は事務局と共有するとともに産地等と連絡を密にして、輸出が実現できるよう複数回産地に出向くなどの支援も実施しています。

今年度の事業では、366 件の輸出産地カルテを作成することができました。また、24 産地等に延べ 58 名の専門家を派遣して支援等を実施することができました（数字はいずれも 2026 年 2 月末現在）。専門家の派遣を必要としない相談については、電話や電子メールなど丁寧な説明を行うなどで支援を行っています。

ここに今年度専門家が対応した一部の事例の概要を事例集として紹介させていただきますので、今後の輸出の参考にいただければ幸いです。

なお、ここに掲載の輸出先国の植物検疫条件等については、専門家派遣時のものです。農産物の輸出に当たっては、常に最新の情報を確認されますようお願いいたします。

事例 1

タイ向けにイチゴ生果実の輸出に取り組む生産者

【生産者の概要】

生産者は6年ほど前に就農し、イチゴ栽培を開始した。当初、イチゴ狩りと農協への出荷を行っていたが、2年前からイチゴ狩りをやめ、農協への出荷のみとしており、輸出経験はない。

今年になって、地元の地方銀行を介し、輸出事業者とタイ向けイチゴ生果実の輸出に取り組むこととして商談を進めている。生産者は、生産～こん包までを担当し、輸出手続き等は、輸出事業者が行う予定である。

栽培施設は4連棟のハウス3棟、2連棟のハウス1棟で、選果こん包施設も規模は小さいが同敷地内に整備している。栽培品種は1品種のみで、栽培期間は10月から翌年5月まで、輸出期間は1月から5月を予定している。



(こん包施設内において説明する専門家)

【輸出に当たって生産者が抱える課題】

生産者は、地元銀行からタイ向けイチゴ生果実の検疫条件等について概略の説明を受けたが、輸出経験がないため、各種手続き等に不安があるとしている。特に、今年度産のものから輸出を計画しているが、すでに選果こん包施設の登録期日を経過しており、今年度産の輸出が可能か心配としている。また、減農薬で栽培しているものの残留農薬に問題ないか知りたいとしている。

【支援等の内容】

生産者の農場を訪れ、植物検疫の概要、タイ向けイチゴ生果実の輸出検疫条件と輸出検査の手順、輸出検査を受けるに当たっての注意点、タイ向けイチゴ生果実の輸出植物検疫において作成する書類など検疫関係の説明のほか、選果こん包施設の登録申請情報、残留農薬基準の概略、タイの残留農薬基準値の

確認方法、タイの農薬規制に係る概要などを説明した。

また、栽培ほ場、選果こん包施設を確認し、病害虫対策、特に除草の重要性など問題になる点についてアドバイスした。

参考として、イチゴ生果実の輸出実績、輸出植物検疫での不合格事例及び発見された害虫について資料提供した。

専門家の主な説明内容は以下のとおり。

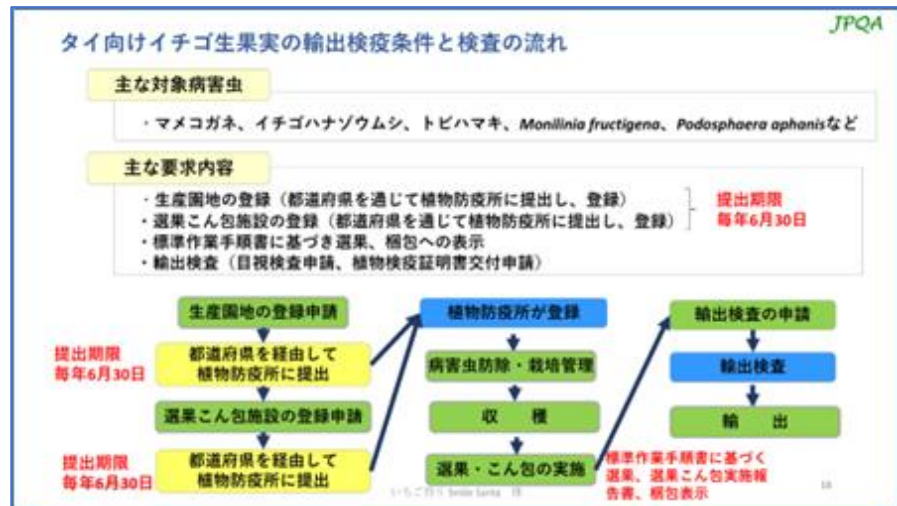
○植物検疫に関する説明

- ・タイ向けイチゴ生果実の検疫条件及び必要な手続きの流れのほか、注意点として、生産園地又は生産施設及び選果こん包施設の登録を受ける必要があり、その申請は都道府県を經由して、毎年6月30日までに植物防疫所に提出する必要がある。

- ・選果こん包施設の登録申請に当たっては、「標準作業手順書」の添付が必要である。

- ・輸出するこん包には、タイ向けに輸出する旨の表示（EXPORT TO THAILAND、選果こん包施設コードなどを記載した表示）を貼付する必要がある。また、タイ保健省告示で求められている選果こん包施設に係る表示も貼付する必要があるが、植物検疫表示と別々に貼付する方法と一つにまとめて貼付する方法がある。

- ・ほ場では、雑草が病害虫の発生源ともなり得ることから、施設内外の雑草



（専門家の説明資料（検疫条件と検査の流れ））

タイ向けイチゴ生果実の輸出植物検疫において作成する書類

手続き	作成する書類	提出等の時期	参考
園地登録	タイ向けりんご等の生果実生産園地登録申請一覧表（年度）	二国間要領 様式第1（第5関係）	毎年6月まで 都道府県を經由（地域担当の農林水産事務所）
こん包施設登録	タイ向けりんご等の生果実選果こん包施設登録申請一覧表（年度）	二国間要領 様式第2（第8関係）	
選果終了	選果こん包実施報告書	二国間要領 第11号様式（第11関係）	選果終了時 原則、輸出者あて交付
輸出	目視検査申請書	輸出要領 様式第4号	輸出の都度 輸出者（代理人）
	輸出植物検疫申請書	規則 第12号様式（第23条関係）	

二国間要領：二国間協定に係る生果実輸出検査実施要領
輸出要領：輸出検査実施要領
規則：植物防疫法施行規則

様式及び記載例は、添付の資料でご確認ください。

の管理を徹底することが望ましい。

- ・選果こん包施設では、外からの害虫の侵入をできるだけ阻止するため、出入口等開口部の防虫対策、侵入対策を図ることが望ましい。また、夜間に選果こん包作業を実施する場合は、より厳密な対策が望ましい。



(育苗中のイチゴ苗（雑草の繁茂が目立つ）)

- ・生産者から、今年度産イチゴ生果実の輸出に向け輸出事業者と相談をしているが、今から施設登録等は可能かとの質問があり、登録申請の提出期限を超えていたため、植物防疫所に確認したところ、輸出の初年度に限り、定められた期限以降でも申請を認める旨の回答が得られたことから、その旨を説明した。

○残留農薬基準値に関する説明

- ・タイと日本では残留農薬基準値が異なることから、農薬使用に当たっては注意が必要である。
- ・イチゴ生果実の残留農薬基準値は、農林水産省のサイトに掲載されている。
- ・残留農薬が心配な場合は、輸出前に残留農薬分析を実施して、タイの基準値を上回っていないか確認することが望ましい。



(生産施設（太陽熱による土壌消毒の様子）)

- ・タイは、タイ保健省告示に定める基準を守ることが求められており、我が国から輸出されるものにも適用される。残留農薬に係る検査では、「Very High Risk」、「High Risk」、「Low Risk」に対象となる植物が区分され、イチゴ生果実は、「Low Risk」に該当し、輸出前に国内のタイ指定の検査機関において分析し証明書を添付するか、輸入時に簡易検査用のサンプル採取が終われば、分析結果を待たずに通関手続きへ進むことが可能とされている。

○その他の説明

- ・イチゴ生果実の輸出植物検疫において、ミナミキイロアザミウマが発見さ

れ、不合格となった事例もあることから、輸出に当たっては病害虫の付着の有無を十分に確認するのが望ましい。

【所感】

生産者は、今年度産のイチゴ生果実をタイ向けに輸出したいとして、輸出業者と協議を進めたが商談がまとまらず、次年度に先送りされた。その一方で、植物検疫証明書の添付の不要な香港、シンガポール、マレーシア向けに輸出を実現させている。生産者の輸出を支援している地元銀行からこれまでにこれら3か国の残留農薬に係る対策について専門家に相談があり、タイとは異なる基準になっていることなどを説明し、生産者が残留農薬に注意しつつ病害虫防除等を行い輸出につなげている。

今年度の輸出経験を糧に、次年度産のタイへの輸出に向け、スムーズな手続き等を実施し、輸出が実現することを期待するとともに、引き続き支援を行っていくこととしている。

タイ向けイチゴ生果実の輸出検疫での注意点

選果こん包施設の登録-2

提出期日
毎年6月30日

添付書類

- ① 選果こん包施設の責任者が作成する生果実の等級付け、選果こん包、病害虫被害果の除去等に係る**選果作業手続書**
- ② タイ向けりんご等の生果実選果こん包施設登録申請一覧表（様式第2）

選果こん包施設登録申請一覧表の公開
選果こん包施設登録申請書の備考欄への記載により植物防疫所HPに公開される。

選果作業手続書について
添付しないと選果こん包施設として登録されない。
様式等は決まっていない。

従来、御社が実施している収穫～出荷までの工程に**梱包に当たっての遵守事項等**を加えて特記して記載する。（以下は例示です）

- 1 収穫場所から選果場まで、病害虫の侵入対策の具体的な方法を記載する。ex網をかけて選果する、タイ向け以外の果実とは別に選果する
- 2 対象生果実とそれ以外の生果実の選果こん包を同時に行わないこと。exタイ向けイチゴの選果梱包時には、選果場にタイ向けイチゴ以外の生果実を選果場外へ移動する。タイ向けイチゴの生果実以外の生果実と同時に選果梱包しない、タイ向け生果実と区別して選果梱包する
- 3 等
- 3 生果実の選別（等級付け）に対する基準を記載する。ex病害虫の発生が認められる果実は取り除く、腐果は取り除く
- 4 病害虫被害果実に対する措置を記載する。ex 選果作業で取り除いた果実は、密閉容器（袋）等に入れ、選果場外へ移動する。

2025/09/14 いちご作り Strawberry 18 20

（専門家の説明資料（輸出検疫での注意点））

（参考）こん包の表示例（タイ保健省告示386号に基づく梱包表示を加えた事例）

タイ政府はガイドラインにおいて「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規格（保健省告示第386号）」に沿って「選果梱包施設の名称」「選果梱包施設の所在地」「生産国」「商品名」等をラベルに記載することが求められており、具体的には、下記のような事例は認められるとされていますが、下記事例以外においても認められる可能性があります。

植物検疫上のラベル（既存のラベル）に追加するパターン

Produce of Japan	
Name of exporting company	○× FRUIT EXPORT Co.Ltd.
Name of Fruit	STRAWBERRY
Name of packing house	TPQA Packing House
Address of packing house	Irifune 2-3-28, Minato-ku,Nagoya
Packinghouse code (PHC)	AC-0020
Production unit code (PUC)	23-20

EXPORT TO THAILAND

※ 植物検疫上要求されているラベルに、植物検疫上記載が求められている事項に加え、選果梱包施設の住所等の情報を追加しても、輸出検査時に問題になることはありません。

2025/09/14 いちご作り Strawberry 18 20

（専門家の説明資料（こん包表示））

事例 2

茶、茶加工品の輸出に取り組む事業者

【事業者の概要】

工業製品を製造販売する企業が、新規事業として地域貢献を目的に茶葉の産地として知られる町に事業所を開設し、茶葉の粉末加工やティーバッグ加工を手掛けている。

これまで、アメリカ向けに輸出した実績があり、現地で展示会等を開催し輸出実績を増やしてきた。アメリカ向けは主にカフェ向けにほうじ茶を毎月 10kg 程度輸出している。

有機栽培された茶葉を安心・安全な環境で一貫して有機加工できる体制を整えるため、有機 JAS 認証を取得し、消費者に安心して選んでもらえる商品作りに取り組んでいる。

【輸出に当たって事業者が抱える課題】

国内の EC サイトに茶、茶加工品を出品したところ、世界中から問い合わせが来るようになったが、農産物を輸出する際に課題となる各国の残留農薬などの規制を調べるのに苦労しており、実際の輸出には至っていない。茶、茶加工品の輸出に必要な手続き等について知りたい。

【支援等の内容】

窓口となった地方 GFP が主催するオンライン会議形式に参加し、相談者に対し以下の説明を行った。

①植物検疫、輸出検疫の概要

植物検疫は、輸入植物に付着して侵入する病害虫の阻止、国内に既発生的重要病害虫の発生地域拡大の阻止、輸出先国の要求に応じて実施される輸出検疫が柱となっている。

輸出検疫では、輸出先国が定めている検疫条件に合致しているか、輸出先国が必要としている栽培地検査、精密検査、消毒検査、目視検査が的確に行われたかなどの確認の後、輸出先国の検疫条件に合致しているものに対して植物検疫証明書が発給される。輸出先国が植物検疫証明書の添付を求めている場合は、輸出検査を受けずに輸出することはできない。

②茶の主な国の検疫条件

主な輸出先国の茶の検疫条件については、植物検疫証明書の添付が必要な国（中国、ベトナム、タイ、カンボジア、インドネシア、UAE など）、事前の輸入許

可証の取得が必要な国（ブルネイ、ミャンマー、スリランカ、パキスタン、サウジアラビアなど）、植物検疫証明書の添付を求めている国（韓国、台湾、香港、フィリピン、シンガポール、マレーシア、EU など）に分けられる（資料を提示して説明）。

JPQA

お茶の検疫条件

- ◆ 日本で輸出検査を受け、植物検疫証明書の添付が必要な主な国
中国、ベトナム、タイ、カンボジア、インドネシア、インド、バングラデシュ、UAEなど
- ◆ 事前に輸入許可証 (Import Permit) の取得が必要な主な国
ブルネイ、ミャンマー、スリランカ、パキスタン、サウジアラビア、オマーン、カタール、バーレーンなど
- ◆ 植物検疫証明書の添付を求めているため、日本で輸出検査を受けずにそのまま輸出できる主な国
韓国、台湾、香港、フィリピン、シンガポール、マレーシア、EU、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなど

一般社団法人全国植物検疫協会 ©2025JPQA

（お茶の主な国の検疫条件（提供資料））

③ 残留農薬に関する情報

有機栽培の茶であれば、栽培から収穫・加工まで化学農薬を使用しないで管理されていることから、残留農薬の心配はほとんどないと考えられる。

一般論として、輸出先国の残留農薬基準値を確認し、我が国の残留農薬基準値よりも厳しく設定されている農薬については使用せず、代替農薬を使用することが望ましい。農

JPQA

諸外国における残留農薬基準値に関する情報サイト

農林水産省残留農薬サイト：
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

調査対象品目、調査対象国・地域等

- 調査対象品目（15品目）
コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ（かんきつ類、温州みかん）、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ
- 調査対象国・地域等（国際基準及び20か国・地域）
日本、Codex、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、英国、ロシア、アラブ首長国連邦
- 調査対象農薬成分：調査対象品目に対し、日本において残留農薬基準値の設定がある農薬成分

一般社団法人全国植物検疫協会 ©2025JPQA

（残留農薬基準値に関する情報サイト）

林水産省のホームページには、主な農産物（15品目）の残留農薬基準値（20か国・地域）が掲載されており、茶も確認できる。日本で残留農薬基準値が設定されている農薬成分について、各国の残留農薬基準値が併記されている。輸出を検討する場合の病虫害防除に使用する農薬の参考になる。

お茶は茶葉に直接お湯を注いで飲むため、多くの国で厳しい残留農薬基準値が設けられている。このため、輸出前に残留農薬検査を実施し、事前確認することもリスクを回避する手法の一つと考える。

④容器包装に係る EU の規制に関する情報

EU では、食品と接触するすべての材料（FCM）に関する包括的な一般原則を定めた枠組み規則をはじめとする、複数の規則にまたがって容器・包装が規制されている。使い捨てプラスチック製品の使用を削減するため、2021 年から特定の製品（ストロー、カトラリー、食品容器など）に対する禁止措置を導入している。また、2040 年までにプラスチック廃棄物を 50%以上リサイクルすることを目標に、2030 年からプラスチック包装におけるリサイクルプラスチックの最低含有率が導入される予定と聞いている。

今後、EU 向け茶のティーバッグに使用されるプラスチック包装材について、規制内容を注視していく必要がある。

容器包装に関する規制

1. 基本的な法的枠組

- EU の食品包装用プラスチック規制は、主に 3 つの規則と 1 つの指令によって構成。
 - EU 規則：全ての加盟国に一律に規制が適用される（国内担保法は不要）。
 - EU 指令：指令の中で命じられた結果についてのみ、加盟国を拘束し、それを達成するための手段は加盟国に委ねられ、加盟国は既存の法律の修正又は新法で国内担保を図る（国内担保法が必要）。

1. 食品接触材規則（EC規則1935/2004）<枠組規則>

- 食品接触材全般に関する基本的な要件を設定。
- 食品に接触する材は、食品の安全性や品質を損なわず、有害物質が移行しないことを要求。

2. プラスチック製食品接触材規則（EU規則10/2011）

- プラスチック製食品接触材に特化した規則
- 具体的な安全基準や試験方法を設定

3. 再生プラスチック製食品接触材規則（EU規則2022/1616）

- 再生プラスチックの食品接触材に関する規則
- 再生プラスチックの使用における安全性を確保するためのガイドラインを規定。

4. 使い捨てプラスチック指令（EU指令2019/904）

- 特に使い捨てプラスチック製品の使用を減らすことを目的
- ストロー、プラスチックカトラリー等が対象。
- 食品包装に関連するプラスチックの使用削減も含み、リサイクルの促進や代替材料の使用を奨励。

+ PPWR（包装・包装廃棄物規則）（未施行）

EUプラットフォームフォーラム・ブリュッセル事務局
https://www.eu-emb-japan-fo.jp/files/10_07_38_00_9.pdf

一般社団法人全国植物検疫協会 | EUプラットフォームHPより | ©2025JPQA

(EU の食品包装用プラスチック規制)

⑤輸出実績に関する情報

財務省貿易統計（20 万円以下の少額貨物や旅具通関扱いをする貨物等は計上されていない）によると、茶は輸出量、輸出額ともに年々増加傾向にある。特にタイ、マレーシア、ベトナム、ドイツ、イギリス、ポーランド向け等の輸出が増えている。2024 年は合計で約 8,800 トン、363 億円を超える量、額が輸出されている。

⑥質疑応答（専門家が対応した質疑）

相談者：残留農薬の規制について、有料でも構わないので残留農薬について、これはダメとか直ぐに教えてくれる機関などは無いか。或いはそのようなソフトは無いか。

専門家：そういう機関は承知していない。また、ソフトも知らない。基準値を調べるのであれば、一つ一つサイトで確認していくしか無い。心配であれば残留農薬分析を行って確認し、農薬成分が検出されなければ、それも一つの判断材料になるのでは無いか。

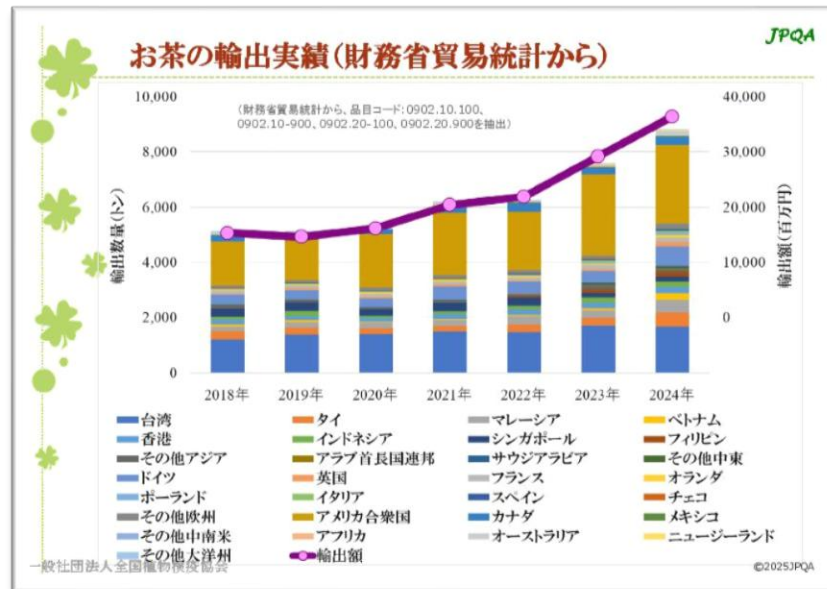
相談者：分析は行っている。国際的に統一した基準値があれば良いと思う。

専門家：残留農薬基準値については、WHO などが作った Codex 規格がある。し

かし、国によっては、その作物の食べる量とか、食文化、気候風土などの違いから、国民の健康を守るという趣旨もあって、独自に基準値を定めている国が多い。

相談者：容器包装について、マイクロプラスチックの課題もあり、トウモロコシを原料としたものに変えていくことも検討しているが、聞いたところによるとそのトウモロコシは遺伝子組み換えとのことで、その問題が生じている。

専門家：トウモロコシを原料した製品が遺伝子組み換えの場合の対応については承知していない。遺伝子組み換え作物や食品の場合、カルタヘナ議定書により相手国への通告義務を負うことになっている。



(お茶の輸出実績 (貿易統計、提供資料))

⑦その他

同席された GFP 事務局から相談者に、容器包装に関する専門家がいること、具体的に困るような場合は改めて相談するよう伝えられ終了した。

【所感】

地方 GFP の一環として相談者に対するオンラインでの支援を行った。

相談者は、茶の加工・包装・販売を手掛け、既にアメリカ向けの輸出実績があってさらに販売拡大に向けた努力を続けている事業者である。全世界への販路拡大を目指したが、その際に植物検疫条件や残留農薬規制といった課題に直面し解決する必要が生じた。日本からの茶の輸出が増加する中で、これらの課題は輸出を目指す多くの関係者に共通した課題になっていると思われる。相談者は安心・安全な環境下で一貫して有機加工できる体制を整えるため、有機 JAS 認証の取得にも取り組んできており、新たに香港、フランス、オーストラリア、ドイツへ輸出することもできている。今後 EU の容器包装に関する規制対応など新たな課題もあるが、さらに多くの国への輸出が実現できるよう、本事業としても継続して支援していくこととする。

事例 3

スギ原木の多国輸出を目指す生産者団体

【生産者団体の事業概要】

- ① 事業内容：原木の伐採、流通、販売、造林、森林保全整備、病虫害防除等
- ② 伐木量：年間約 25 千 m^3 の伐木を実施

【輸出を目指す目的】

戦後、荒廃した山地の復旧の高まり及び社会・経済的要請に応えるために植林してきた地域のスギは、現在、伐採可能な収穫期に入り、その蓄積量は増え続けている。しかしながら、国産材の需要は、国内住宅着工数の長期的減少や安価な輸入材の利用などの影響もあり低迷している。また、日本の林業は、森林地域の多い山村で高齢化・過疎化が進み、停滞気味となっている。相談者は、近年輸出が増加している木材に着眼し、中でも需要の多い中国向けの輸出に取り組んできていた。しかしながら、中国国内の長期化する不動産不況や日中間の先行きの不透明感に加え、一国依存による事業リスクを回避するため、新たな需要先を開拓することの必要性が生じた。そこで、大きな可能性を秘めている経済成長が著しい東南アジア諸国、中でもタイとカンボジア向けの輸出に取り組むことにし、木材の輸出増を図ることとした。中国に加え東南アジア諸国に新たな市場を開拓することは、木材の輸出事業の更なる推進や国内産木材の需要低迷を補うとともに、木材生産のサイクルを構築することにより地域の活性化と林業の持続可能性の向上を図ることができるとし、木材の更なる輸出を目指すとしている。



(伐採作業の様子)



(伐採地での積み込みの様子)

【輸出に当たって事業者が抱える課題等】

相談者は、次の事項について課題があるとしている。

- ① タイ向けにスギ原木を輸出したいが、中国以外の国の輸出経験が無いことからタイの検疫条件が分からない。
- ② タイ向けスギ原木への検疫対応(消毒或いは害虫防除等の方法)について、どのようにすれば良いか分からない。
- ③ タイが消毒を求めている場合でも植物検疫証明書の取得ができるものなのか分からない。
- ④ カンボジア向けにもスギ原木を輸出したいが、検疫条件が分からない。
- ⑤ 両国の現地バイヤーの好評価を得たことから、スギ原木の輸出を継続して行きたい。ヤードへの集積、輸出検査、バンニング、船積みまでを適切かつ円滑に実施できるよう体制等を構築したいので、専門家の協力をお願いしたい。

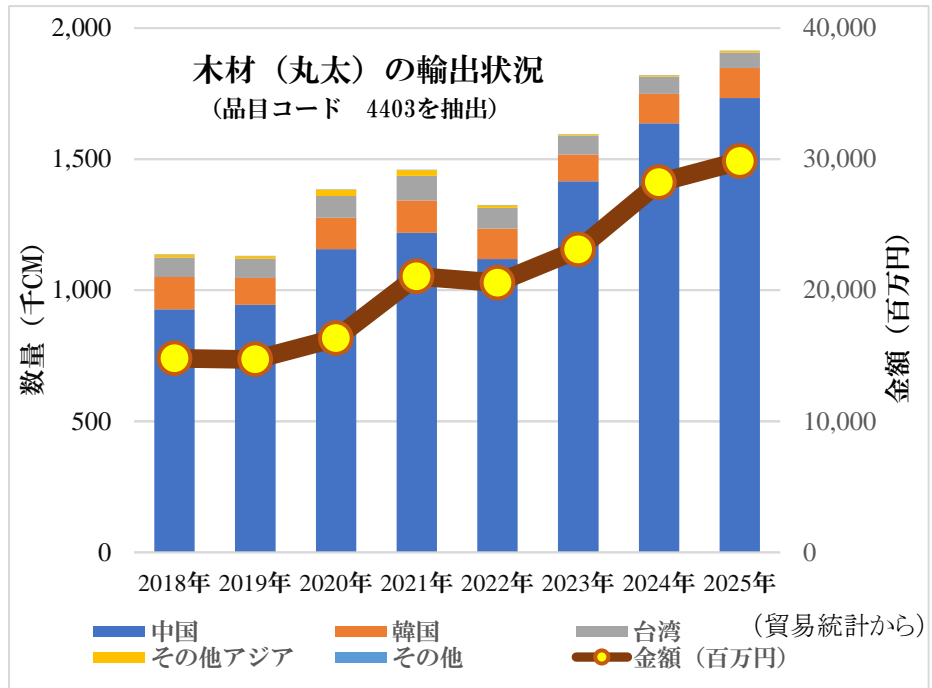
【支援等の内容】

1. 植物検疫条件等の説明

相談者に植物検疫条件など次の説明を行うとともに関係者と情報を共有しながらその都度支援した。

- ① 植物の輸出にあたっては、輸出先国が求める検疫条件を遵守して手続き等を進める必要がある。
- ② タイ向けスギ原木は、中国のような消毒は求められておらず、輸出に当たっては、病虫害の付着が無いことが条件となる。なお、中国へ輸出する時のような天幕での臭化メチルくん蒸の実施については、輸出先国の要求が無ければできないことになっている。このため、虫害材を除去するなど選別をしっかりと行うことが重要となる。また、供出元が山林であることから土の付着も懸念される。土の付着があれば除去する必要がある。
- ③ 虫害を予防するために、伐採後の保管管理の徹底或いは薬剤散布などの方法がある。ヤード集積後は、虫害材の混入がないかしっかりと目視確認を行い、もし虫害材が混入していた場合は、当該材を除去したうえで、植物防疫所などによる輸出検査を受ける必要がある。合格となれば、植物検疫証明書が発行される。
- ④ カンボジア向けスギ原木の検疫条件については、原則として輸入許可証の取得が必要となっている。その一方で、「カンボジア開発評議会（CDC）」の承認を得られれば植物検疫証明書の添付が免除されるとのことである。「CDC」はカンボジアの投資プロジェクト活動を行う国の機関である。現地側輸入者を通じて、カンボジア側にその承認の有無を確認する必要がある。承認が得られていない場合は、輸入許可証の取得が必要で、輸出にあたっては、その許可条件に従って対応することになる。

⑤ 港湾施設（ヤード）の利用に当たっては、港湾管理者の承認を得る申請手続きが必要となる。また、スギ原木の港湾施設（ヤード）への集積に当たっては、関係者間の調整と荷崩れ防止、立入禁止等の安全対策も重要である。



⑥ 日本の丸太の輸出状況については、中国を筆頭に、韓国、台湾向けが主となっている（図参照）。

【支援後の相談者の輸出状況】

相談者は、港湾関係者と情報共有を図るとともに必要な手続き、調整等を行い、需要の多い中国向けからスギ原木の輸出をスタートさせている。今年度、中国向けは4船で、4船とも本船積み後に臭化メチルによる本船くん蒸が実施され、植物検疫証明書を取得して輸出された。

タイ向けについては、虫害材の混入が無いように徹底した選別が行われ、植物検疫証明書を取得してコンテナに積載し3回輸出された。

カンボジア向けについては、現地「CDC」の承認確認等に時間を要したが、承認・登録済みが確認され、植物検疫証明書を取得せずにコンテナで4回輸出された。

当該相談者の今年度の杉原木の輸出実績は下記表のとおりである。

仕向国	輸送方法	船数・コンテナ数	数	量
中国	本船積み	4船	46,670本	13,540 m ³
タイ	コンテナ積み	40F 21VAN	1,243本	618 m ³
カンボジア	コンテナ積み	40F 35VAN	4,031本	942 m ³

【所感】

中国向けスギ原木は、消毒処理が求められている。相談者は、港湾施設所有者やくん蒸業者、荷役業者などと事前打合せを行うなど関係者間の調整を密に図り、輸出前に臭化メチルくん蒸による消毒を実施し、輸出実績を重ねている。

新たな販路であるタイ及びカンボジア向けについては、それぞれの国によって検疫条件が異なることから、専門家のアドバイスを受けるなどしつつ、その課題を一つ一つクリアさせ、必要な手続きを適切かつ適正に実施し、輸出を実現させた。

相談者は、スギ原木の輸出が地域林業の活性化と持続的発展、さらには港湾利活用促進、関連産業の振興にもつながるとしており、今後も地域資源を生かした挑戦として、スギ原木の輸出を継続・拡大していくとしている。

本事業においても、必要に応じて専門家を派遣するなどして引き続き支援することとしている。



(ヤードに集積された木材)



(植物防疫所による輸出検査の様子)



(コンテナバンニングの様子)



(コンテナバンニングの様子)

事例 4

我が国初のアメリカ向けキク切り花の輸出に取り組む生産者団体

【生産者団体の概要】

生産者団体は切り花、鉢物を始め、キャベツ、ブロッコリー、大葉、トマト、メロン、スイートコーンなど様々な農産物を栽培しており、「常春」と称されるほど恵まれた気候の場所に所在している。

今回輸出を検討しているキク（輪菊）切り花は、周年栽培されており、全国シェア 30%以上と我が国有数のキク切り花生産地でもある。また、輪菊の生産者（部会員数）は 616 名の規模を誇っている。

生産者団体は、既に切り花の輸出を行っており、令和 5 年の実績では、スイートピー 5 千本、グロリオーサ 15 千本を香港、アメリカなどに輸出し、今後も増加を図る計画としている。

当支援事業では 2021、2022 及び 2024 年にスイートピーやグロリオーサ切り花の輸出に向けた支援を行った経緯がある。

また、今回のアメリカ向けキク切り花については、農林水産省の「令和 6 年度補正予算 GFP 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト」の一つとして輸出に向けた取組が行われている。



(アメリカ向けに栽培中のキク)

【輸出に当たって生産者団体が抱える課題】

キク切り花の検疫条件については、農林水産省が「アメリカ合衆国の日本産キク切り花の輸入に係る検疫条件の概要」として公表している。当該概要では、栽培地におけるキク白さび病に対する検査として「栽培園地内及びその周囲のキクについて、定植から収穫までの間、月 1 回の検査」が必要とされ、輸出検査時に米国の検疫対象病害虫（特にキク白さび病とハモグリバエ科）の付着がないこととされている。

生産者団体のキク切り花の栽培園地は広範囲に分散し、アメリカ向け切り花の栽培園地の周辺にはアメリカ向け以外のキクも栽培されている。生産者は、アメリカ向けの栽培園地においては検疫対象病害であるキク白さび病の防除の徹底を可能としているが「その周囲」の範囲が明確となっていないことから、

どこまで防除の徹底を図れば良いのか、栽培地検査をどのように受ければ良いのかなどが課題となっていた。

【支援等の内容】

(1) キク白さび病菌に対する検疫条件の再確認

農林水産省が公表しているキクの白さび病菌に対する検疫条件では「栽培地及びその周囲にキク白さび病の発生がないこと」とされているが、アメリカが公表している規則では、輸出国が発給する植物検疫証明書に「生産地（the place of production）と貨物が検査され、*Puccinia horiana*（キク白さび病菌）が寄生していないことが確認された」旨を追記することを求めている。アメリカの要求内容では、「生産地」の範囲が明確とは言えないため、我が国で公表されている「栽培地の周囲」の内容について我が国検疫当局の見解を再確認する必要があると思料され、確認を行った。

2. 栽培地検査
 栽培地検査は以下の項目について実施する。
【キク白さび病に関する検査】

- ・栽培園地内及びその周囲のキクについて、定植から収穫までの間、月1回の検査
- ・栽培管理記録により適切な防除の実施の確認

また、必要に応じて、米国植物防疫機関による栽培園地の査察が行われる。

（「アメリカ合衆国向けキク切り花の輸出フローチャート」の抜粋（農林水産省公表））

輸入の条件	検査事項
・キク白さび病の宿主と考えられる 特定の <i>Chrysanthemum</i> , <i>Leucanthemella</i> , and <i>Nipponanthemum</i> spp. は次の条件に限り、発生源から合衆国に輸入することができる。	d(1), (2), (3)
・登録生産サイトで栽培する。	d(3)(i)
・登録されたサイトのリストをAPHISに提出する。	d(3)(i)
・輸出口口には、検疫証明書を添付する。	
・証明書には、「生産地及び貨物を検査し、キク白さび病(<i>Puccinia horiana</i>) が発見されなかった」旨追記する。	d(3)(ii)
・こん包又は関係書類に登録生産場所の登録番号を掲載する。	d(3)(iii)
・APHIS検査官により登録生産サイト及びその他のエリアにおいて、キク白さび病に対する監視が行われる。	d(3)(iv)
・上記の条件を満たさないものは輸入を認めない。	
・米国到着時にキクの白さび病が認められた場合、米国と我が国の検疫機関が、講じられた根拠措置が効果的であり、生産園地内のリスクが排除されたことを認めるまで、当該生産園地からの輸入が禁止される。	d(4)

US規制：7 CFR 319.74-2

（アメリカの輸入条件）

検疫当局からは、ISPN No.5 「植物検疫用語集」では「production site」の定義として、「生産地の特定の部分であり、植物検疫上の目的で独立した単位として管理されているもの」とされており、この定義から判断すると、「その周囲」とは「登録園地（施設）を含む道路等で区分された生産ユニット又は登録園地（施設）を含む生産者が所有する敷地」とするとの説明があった。これにより、生産者は所有する敷地内の病害虫管理を徹底することによってキク白さび病に対する検疫条件をクリアできるものと判断された。



（7月28日の勉強会の様子）(県提供)

(2) 生産者団体への支援

栽培地検査の対象となる範囲（栽培地及びその周囲）が明確となったことを受け、本事業では輸出に向け2回の勉強会（7月28日、9月4日）での支援、輸出前の調整・梱包時の支援を実施した。

① 7月の勉強会での支援

7月の勉強会では、アメリカの検疫条件の説明、栽培地検査の対象となる「栽培地及びその周囲」の範囲、輸出に向けた植物検疫の流れ、特に1月～2月に出荷を予定されていることから、その栽培体系に合わせた検疫手続きの流れ及び提出すべき書類について説明した。

出席者からは次のような質問があり、それぞれ回答した。

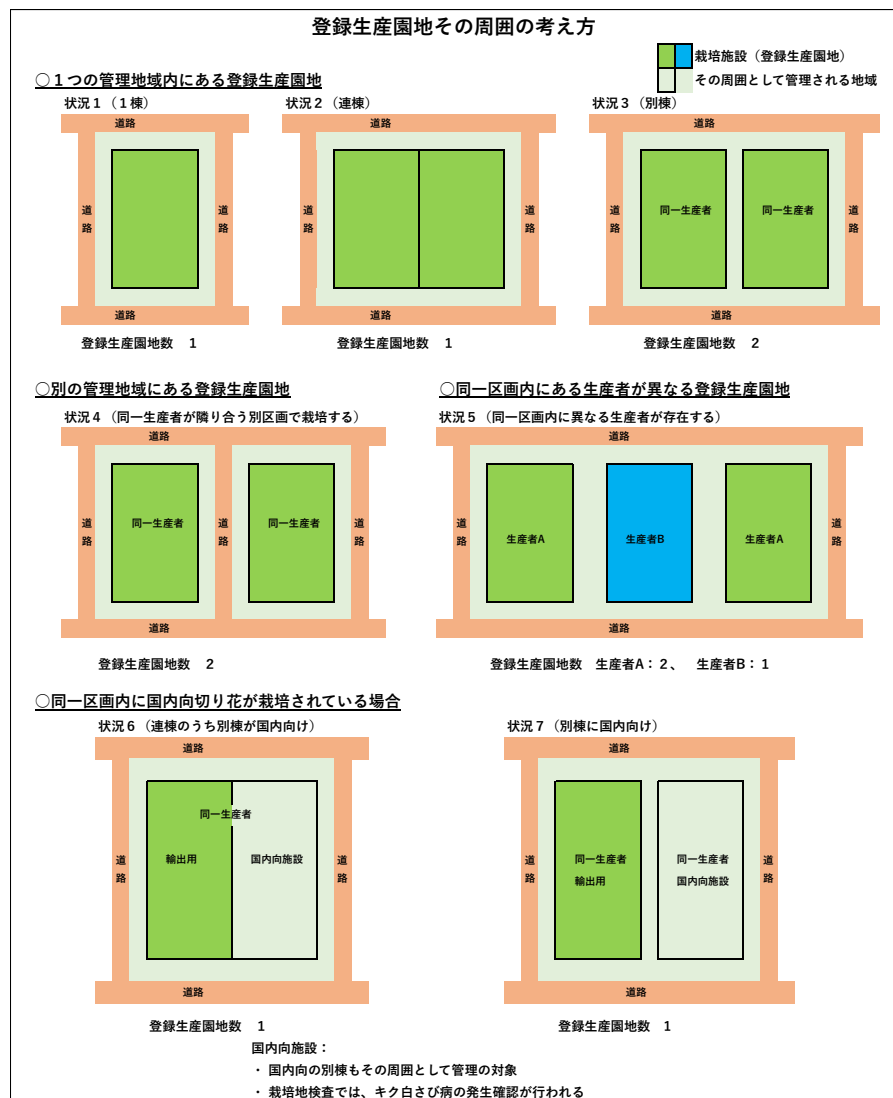
Q：年間を通じて輸出する場合、登録申請はどうするのか。

A：現行の取り扱いでは、別な施設で栽培する場合、登録申請を行う必要がある。

Q：園地登録に必要な書類で「都道府県が作成した防除指導指針等」とされているが、県が作成している「農業病虫害防除の手引き」の「キク」で差し支えないか。

A：県作成の手引きで問題ない。

Q：園地登録の申請で、2連棟のハウスの場合、同一敷地



(登録園地とその周辺の概念図)

内に2つのハウスがある場合、同一区画内に複数の生産者が存在する場合などがあるが、これらの場合の申請はどうすれば良いのか、また、栽培地検査はどのように行われるのか。

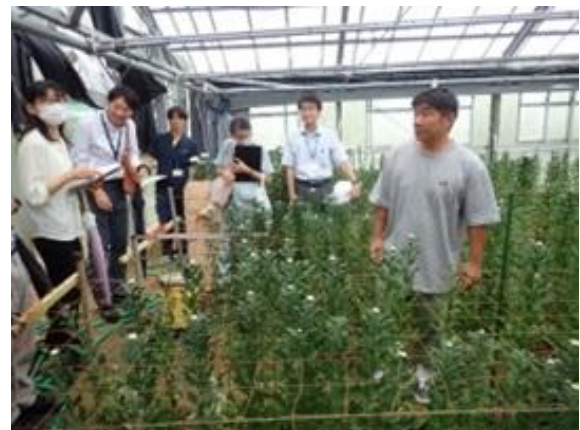
A：同一区画内であっても園地登録は施設単位で行われる。栽培地検査は、概念図のとおり、登録施設及びこれを含む道路等で区分された地域内が「その周囲」として対象となる。



(同一区画内のハウスの様子)

② 9月の勉強会での支援

9月の勉強会では、植物防疫官より栽培園地登録に当たっての注意事項、栽培園地の条件等の説明が行われ、本事業から園地登録申請に添付する資料の説明等を行った。その後、登録申請予定ほ場で、生産者から栽培状況等の説明、植物防疫官による登録ほ場の条件の説明が行われた。



(9月4日の勉強会)
(輸出予定ほ場での栽培状況等の説明)



(植物防疫官によるキクの白さびの調査)



(植物防疫官によるほ場周辺部等の調査)

③ 収穫、調整、梱包時の支援

輸出検査申請に当たり検疫条件の遵守に万全を期すため、再度、収穫時や梱包時の注意事項に関する資料を配布した。

また、1月15日、栽培圃場及び梱包場所に出向き、収穫時に注意すべき遵守事項について説明した。

なお、1月18日、ハワイ、グアム向けとして出荷された荷口から輸出者の自主検査においてコバエの付着が確認され、ハワイ向けの輸出が中止とされた。コバエは栽培地検査でも散見されているとの情報もあり、ほ場の有機質肥料からの発生が懸念されたことから、対策としてほ場に黄色粘着テープ（コバエの捕獲用）の設置又は増設、梱包時の振るい落とし作業などを行うようアドバイスした。



（輸出用切り花の収穫状況）

また、当該地域を担当する県担当課からは出荷前の消毒の実施の提案がされた。

【所感】

アメリカ向けキク切り花の第1便は、輸送状況、米国での輸入手続きを確認する目的で、2026年1月16日に輸出検査を終え、17日羽田空港からサンプルが輸出された。米国における輸入検査も問題なく、無事に輸入された。その後、数回にわたり、キク切り花の消費動向を確認するための輸出が行われ、いずれも問題なく輸入されており、米国においても一定の評価を得ているとのことである。

相談者には過去にも本事業において、切り花の輸出試験に向けた説明支援を実施していたが、アメリカ向けキク切り花については検疫条件での課題があり、輸出に結び付いていなかったものの、今回、県をはじめ、地方農政局のバックアップにより輸出者との商談が進み、輸出に向けた取組が開始された。

アメリカ向けキク切り花の検疫条件では、栽培地検査におけるキク白さび病の検査範囲について、我が国検疫当局への再確認することで、「生産者が管理できる範囲」であることとなり今回の輸出に結び付いた。

今後、年間を通した輸出も予定されており、植物防疫所から栽培地域までの距離を考えると、受検者には受検体制の充実のため、登録検査機関の利用も検討することが求められる。



（こん包後アメリカ向け表示を貼付）

さらに、生産者によれば、同一施設で年間 3 回の生産が行われるとのことから周年輸出も可能で、同一施設が継続して登録生産園地となることも想定される。このような場合、過去の栽培地検査、輸出検査、米国での輸入検査においてキク白さび病に対する検疫上の問題が生じていない施設に対しては、申請手続き、事務手続き、現地調査の簡素化などの検討も期待される。支援事業では課題等に合わせて継続して支援することとしている。

事例5

各種イベントに参加し農産物の輸出を目指す生産者等

【専門家を派遣した経緯】

首都圏で開催される「日本の食品”輸出EXPO”」、「アグリフードEXPO 東京」及び「FOODSTYLE JAPAN」には農産物や食品等の輸出に関心のある生産者や輸出事業者、物流事業者、国、関係団体などが展示或いは来訪し、商談や各種相談等が活発に行われている。

令和7年度輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業事務局（以下、「本事業事務局」という。）は、農林水産省から委託を受け農産物の輸出に係る支援事業を実施していることから、農産物の輸出に関心のある方が多く来訪するこれらのイベントに参加し、農産物輸出において課題となる植物検疫や残留農薬規制などについて、専門家を派遣し、相談対応することとした。

【専門家の対応】

○「輸出EXPO」は2025年7月9日～11日に東京ビッグサイトで、12月3日～5日に幕張メッセでそれぞれ開催され、GFP事務局と連携しつつ相談対応等を行った。専門家は、ブース来訪者等に対して、農産物の輸出に係る課題等について聞き取るとともに、用意した資料（検疫条件一覧（早見表）（植物防疫所ホームページからダウンロード）、主な農産物・国（地域）の残留農薬基準値表（農林水産省ホームページからダウンロード）等を用いて丁寧な説明を行った。また、輸出先国や輸出品目が既に決まっている相談者には、より具体的な検疫条件や必要な手続き、残留農薬に係る留意事項などについて相談対応した。幕張メッセで開催されたイベントでは、一般社団法人日本青果



（輸出EXPOの会場の様子）

等を用いて丁寧な説明を行った。また、輸出先国や輸出品目が既に決まっている相談者には、より具体的な検疫条件や必要な手続き、残留農薬に係る留意事項などについて相談対応した。幕張メッセで開催されたイベントでは、一般社団法人日本青果

物輸出促進協議会が出展したブースの一面を借用したことから、商談に訪れた事業者に対しても支援するなど連携した対応を展開することができた。

○「アグリフードEXPO東京」は、8月20日～21日に東京ビッグサイトで開催され、輸出EXPOと同様にGFP事務局と連携して相談対応を行った。専門家は、ブース来訪者等に対して、輸出EXPOと同様の対応を行った。

○「FOODSTYLE JAPAN」は、9月25日～26日に東京ビッグサイトで開催され、上記2つのイベントと同様の対応を行った。



(設置コーナーで対応する専門家)

【来訪者から寄せられた課題等】

これらイベントの来訪者等から相談のあった主な課題等は大きく分けると植物検疫条件と残留農薬に対するものであった。

来訪者等から相談等のあった主な課題等は次のとおり。

- ① 自社でブドウを生産しており台湾やタイにブドウ生果実を輸出したいと考えている。検疫条件などの必要な手続き等を教えてほしい。また、残留農薬についても情報があれば教えてほしい。
- ② イチゴなどの農作物を栽培している。中東や東南アジアへの輸出を考えているが、輸出先国の検疫条件を知りたい。一方で台湾向けのイチゴでは残留農薬の検査で不合格となる事例があり厳しいとも聞いている。輸出に当たって何に注意すればよいのかなど情報が欲しい。
- ③ 温州ミカンや数種のカンキツを栽培しており、ジュースや果実入りゼリーの加工販売も行っている。今は輸出していないが、将来的に輸出することを検討している。どのような手続きが必要なのか教えて欲しい。
- ④ 自社で主にコメの生産販売を行っている。輸出に関心があり情報収集のため来場した。コメや農産物などを輸出し海外の人にも食べて貰いたいと思っている。現在、具体的には何も決めていないが、植物検疫条件などの情報を教えて欲しい。
- ⑤ お茶の輸出を計画している。植物検疫条件や残留農薬などについて教えて欲しい。
- ⑥ 現時点で具体的品目は特に決めてはいないが、将来、EUやアメリカに野菜や生果実などの農産物や農産物加工品の輸出に取り組みたい。どのように

取組みをすれば良いのか。

【専門家の支援等の内容】

来訪者等から相談のあった課題等について、検疫条件一覧（早見表）などの資料を配付するとともに、植物検疫条件や残留農薬に係る留意事項などについて説明した。主な支援内容は次のとおり。

- ① 植物検疫条件は、輸出先国や輸出品目（植物の種類）によって異なる。主な植物検疫要求は、輸入を禁止している植物、二国間協議の合意事項に基づく検疫措置（生産園地や選果こん包施設の登録、消毒等の措置など）を求めている植物、輸出先国の輸入許可（Import Permit）制度に基づき輸入が認められる植物、輸出国政府の発行する植物検疫証明書の添付を求めている植物、輸出国での栽培地検査により特定の病害虫の付着がないことを求める植物、特別な検定や消毒措置等を求める植物、日本で検査を受けずにそのまま輸出できる植物など、様々である。



（輸出希望者出店ブースで説明する専門家（左））

- ② 生果実や野菜等の食品の輸出に当たっては、国によって作物に対する残留農薬基準値（MRLs）の設定が異なることから留意が必要である。
- ③ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い一部の国・地域において輸入規制があることから留意が必要である。
- ④ タイ向け青果物では、タイ保健省の要求に基づき、選果・こん包施設の認定を受ける必要とその証明書の添付が求められている。
- ⑤ その他、植物の輸出では、ワシントン条約、UPOV 条約、カルタヘナ議定書、ハラール規制など輸出先国、植物の種類などによって規制等がある。

【相談者の輸出等状況】

- ① 輸出業者からインド向けイチゴ生果実の輸出検疫条件等についての相談を受け支援を実施したが、イベント終了後さらに台湾向けにイチゴ及びミカン生果実を輸出したいとして、具体的な残留農薬対応を教えて欲しいと連絡があり、専門家から日本と台湾の残留農薬基準値が同等または台湾が日本より高く設定している農薬の使用（基準地表を提供）、生物農薬の利用、物理的防除の利用など IPM を取り入れた防除の実践などを説明した。その結果、同相談者は、台湾向けイチゴ生果実の継続的な輸出を実現させている。一方、

ミカン生果実については残留農薬の関係で今年度の輸出を断念したとのことであった。

- ② フランス向けにナメコ、台湾及びタイ向けにイチゴとモモ生果実を輸出したいとする事業者から、それぞれの検疫条件等について相談があり、専門家が説明した。その後当該相談者はフランス向けにナメコの輸出を実現させている。

【評価・所感】

イベントに参加する生産者や輸出事業者は、農産物の輸出への関心が非常に高かったものの、輸出手続きや取り組み方がわからない、植物検疫条件や残留農薬の規制があることは承知しているが輸出先国の検疫条件等を知る方法がわからないなどの課題があり、植物検疫条件や手続等に関する周知等は未だ十分に行われているとは言えない現状にあると思料された。今年度も植物検疫等に詳しい専門家が、このようなイベントに参加することにより、これまでどこに相談すれば良いのか分からなかったといった生産者や輸出業者等に対してより良いアドバイスができたと考えている。専門家が機会あるごとに農産物の輸出関係者に対し、植物検疫や残留農薬、病虫害の防除等の相談に応じて課題を解決することにより、農産物の輸出増につなげられると確信する。

今後も引き続きこのようなイベントに参加し、輸出に取り組んでいる関係者に適切な支援を実施していくこととする。

